

岡山の地で生まれた労働金庫 (2)

三 村 聡
(岡山大学地域総合研究センター教授)

5 戦後の復興と中小企業等協同組合法の制定

(1) 占領下における金融経済対策

昭和20 (1945) 年8月15日、膨大な死者、重軽傷者を出し、莫大な財産を喪失させて、わが国は戦争の幕を閉じた。国富の損失額は653億円、住宅は220万戸、日本人の死者は約310万人¹に及ぶといわれる。終戦時の産業の生産能力についていえば、直接消費財の繊維などの生産設備は戦前最高時の30~40%にまで低下し、しかも、設備を動かし生産活動をするための原材料は枯渇していた。当時は、財政赤字分が日銀引受国債によってまかなわれた。また、日銀借入れを主要財源とする銀行貸出が急増した。さらに、占領軍進駐に伴う緊急調達のための終戦処理費が増大し、それが赤字財政の要因となり、物の需給を逼迫させた。このことが、食糧危機などによるヤミ価格と相まって悪性インフレが進行する要因を招いた。このような荒廃から立ち直るためには経済の再建とインフレの克服が必須の課題であった。

さて、ポツダム宣言の受諾によって降服したわが国は、この宣言の望む方向である占領軍政策に従わなければならなかった。それは日本の非軍事化と民主化の方向であり、その主な課題が、①経済上の非軍事化、②民主主義制度の確立、③平和的経済活動の再開、④賠償返還、⑤財政、貨幣ならびに銀行政策、⑥国際通商および金融関係、⑦在外日本資産の扱い、⑧日本国内における外国企業に対する機会均等、⑨皇室財産の扱い、である。つまり、初期の対日管理政策は、経済の民主化であり、日本の対外侵略の動力となり、かつ戦力を培養した巨大財閥の解体、地主制度の排除とともに、労働組合、農民組合等の勤労者の民主的組織を育成して、資本の民主化、所得の平均化を図ることにあった。

この初期占領政策に沿って、GHQから敏速に各種の指令、覚書が出され、これに従ってわが国政府は諸法令の制定につとめた。昭和21 (1946) 年11月には新憲法 (日本国憲法) が公布され、民主化政策の実施として、労働組合法 (昭和20 (1945) 年12月22日公布——以下同じ)、労働基準法 (昭和22 (1947) 年4月7日)、農地調整法 [第二次農地改革] (昭和21 (1946) 年10月21日)、教育基本法 (昭和22 (1947) 年3月) が制定された。経済の非軍事化、民主化に関しては、持株会社整理委員会 (昭和21 (1946) 年4月20日)、独占禁止法 (昭和22 (1947) 年4月14日)、過度経済力集中排除法 (昭和22 (1947) 年12月18日) が制定された。こうして、民主化政策が着々と進められたのである。

こうしたなか、わが国の鋳工業生産は終戦の8月には戦前の10%以下に減退し、事実上の生産活動

1 厚生労働省 社会・援護局資料などより

は停止しており、昭和21（1946）年に入っても回復しなかった。特に、資材としての石炭の不足が甚だしく、産業用配炭が不足して産業が崩壊する状態にあった。終戦後数カ月は戦時中の工場貯炭と軍貯蔵炭390万トンに依存したが、このままで推移すれば、製鉄設備の毀損、鉄道の全国的麻痺を招くため、政府は昭和20（1945）年10月26日、石炭緊急対策を決定、GHQの協力による炭坑治安などに努力した。こうして労務充足対策が予期以上の良好な結果を表したことなどで、生産も11月を最低に12月は83万トン、昭和21（1946）年1月118万トンとわずかながら増加していった。しかし、この程度では到底日本経済再建のメドをつけるものとはならないため、政府は同年10月に年間3,000万トンの出炭計画を立て、12月27日には傾斜生産方式²による経済危機突破対策を閣議決定した。すなわち、石炭最優先の傾斜生産の方向を打ち出し、経済再建の糸口をつかんだのである。

そして、傾斜生産には当然に資金面における傾斜も必要となり、この傾斜金融を担当する機関として、昭和22（1947）年1月24日に復興金融金庫が設立された。この腹金の活動は基幹産業再建への橋渡しとはなったが「復金インフレ」といわれたように、経済再建によるインフレ克服という課題とは逆行していく結果を招くこととなった³。

（2）金融機関の再建整備と整備法

政府は、終戦当日には預金の無制限支払を声明し、また終戦後でありながら臨時軍事費からの支払が昭和20（1945）年8月以降10月25日までに140億円（内地のみ）という巨額に達した。この安易な財政資金の支出は通貨膨張となり、インフレを高進させた。GHQは同年11月24日、いわゆるマッカーサー元帥による財政命令によってこれを抑制した。また、日本銀行の貸出が増大し、同年8月15日から年末までに97億円、昭和21（1946）年2月18日までに累計165億円という巨額な貸出増加となった。この日銀貸出増加の原因は、金融機関、特に銀行の貸出急増であった。これは軍需生産停止に伴う解雇手当や民需生産への転換に要する膨大な資金に充てる融資であった。そして、この貸出は国家が損失補償する命令融資であった。

このようにして、生産を伴わないで貨幣のみが増発され、昭和21（1946）年1月には日銀券はついに600億円に達し、物価は上昇の一途をたどり、国民生活は危機的な様相を深めた。政府は同年2月16日、総合的インフレ対策として経済危機突破緊急措置を発表した。この対策の内容は、通貨、金融、食糧、生産、物価および厚生など各部門を網羅するもので、わが国史上画期的な施策であった。すなわち、通貨・金融面からは、標準的世帯の家計費を1カ月500円と限定して過剰購買力の封鎖を徹底的に行い、物資面からは米（生産者価格300円）、石炭（150円）を基準とする新物価体系を確立することによって物価を安定させ、それによって極力生産を促進しようとするものであった。その翌日の17日には金融緊急措置令と日本銀行券預入令を公布、即日施行して、金融・通貨の面からインフレ克服に本腰を入れたのである。

2 有沢広巳監修、中村隆英編集『傾斜生産方式と石炭小委員会（資料・戦後日本の経済政策構想、第2巻）』復刻版（1990）東京大学出版会

3 大来洋一・エルピラ・クルマナリエバ「傾斜生産方式は成功だったのか」GRIPS Policy Information Center Research Report:I-2006-0008

この2つの法令は車の車輪をなすものであるが、金融緊急措置令とは、2月17日現在の全金融機関（預金部を含めて）に対する預貯金の支払を原則として停止し、一定範囲内でのみ現金支払、封鎖支払を認めようとするものであり、日本銀行券預入令は、10円以上（2月2日の大蔵省令により5円以上に改正）の既発日本銀行券の強制通用力を3月2日以降喪失させるとともに、新日本銀行券を発行流通させ、旧券は3月7日限り金融機関に預け入れさせて、預け入れによって生じた預金は2月17日以前の預金と同様の取扱いを受けさせようとするものであった。すなわち、金融緊急措置令によって浮動性預金を固定し、日本銀行券預入令によって家庭に滞留する通貨量を整理縮小しようとしたのである。この時、政府は当初、預金支払制限の実施だけを考えていて、旧日銀券の預け入れ、新日銀券の発行を考えていなかったのである。ところが、急遽、この政策を構想・採用して実行したために、新日銀券の準備が間に合わず、応急的に新券にかわる証紙を印刷してこれを貼付した旧券を新券と同様に流通させたのである⁴。

さらにGHQからの指令もあり、かねてから懸案となっていた財産税の創設を決意し、課税対象となる個人、法人の財産を確定するために、昭和21（1946）年2月17日に臨時財産調査令を公布施行し、同年3月3日午前0時現在の個人および法人の預貯金、有価証券、信託、無尽、生命保険契約等の金銭的財産の申告を行わせる措置を講じた。政府の考えていた財産税は、個人財産税、法人財産税、個人財産増加税、法人戦時利得税の4本建てで、総収入額を1,000億円と見込み、それをもって国債の償還を行う予定であった。この臨時財産調査令によって、銀行、信用組合の職員も公務員と同じ権限と義務をもたされたのである。

一方、昭和21（1946）年3月3日に物価統制令が出され、標準的家計費の基礎の上に新物価体系が作成されたが、物資の統制再開とともに、これら物資はやみ市場に姿を隠し、このため生活費に充てるべき預金は、法令の定める限度いっぱいまで引出しが行われ、日本銀行券の発行が急膨張するに至った。このため金融緊急措置を強化する必要があると、3月22日に、金融緊急措置令施行規則の定めるところに従って、日本銀行を除く金融機関の融資総額を3月20日の水準に釘づけした。

このように根深い経済混乱とインフレの脅威は去らず、政府は昭和21（1946）年8月12日に経済安定本部を設置し、今後の経済計画の中心機関とした。また、戦後経済再建のための重大課題である戦時補償金の打切りを決意し、GHQの示唆もあり、10月18日「戦時補償特別措置法」⁵を制定し、軍需その他の補償請求権の100%課税によって打切りを果たしたのである。そして、この打切りによって打撃を被る金融機関および事業会社のために、あらかじめ8月15日、「会社経理応急措置法」「金融機関応急措置法」を制定し、同年10月19日には「企業再建整備法」「金融機関再建整備法」の制定によって、その最終処理をすることとしたのである。

なお、金融政策の面においても昭和21（1946）年は預金封鎖以来、新円による預金の吸収は甚だ鈍く、これでは経済再建も憂えられるので、同年11月に入るや、衆議院で各派共同提案になる通貨安定に関する決議案が可決され、通貨安定対策本部が設置された。同時に日本銀行にも通貨対策委員会が設置され、11月から昭和22（1947）年3月末までに506億3,000万円の貯蓄吸収を目標とする政府によ

4 「貨幣の散歩道第53話 戦後インフレと新円切り替え」(January 21, 2012) 貨幣博物館資料 日本銀行金融研究所

5 飛田紀男「終戦直後の金融・銀行」Bulletin of Toyohashi Sozo College 2004, No. 8, 71-84

る強力な救国貯蓄運動が展開されることになった。政府は日本経済の再建には貯蓄が必要であること、預金再封鎖の意図のないことを鮮明にし、戦時中活用された国民貯蓄組合を復活利用することなどの宣伝に努め、昭和23（1948）年7月12日には「割増金付貯蓄の取扱いに関する法律」を公布施行して、国民の貯蓄意欲を刺激したが、これは相当の成果をあげたのである。

金融機関応急措置法においては、昭和21（1946）年8月11日午前0時現在（指定時という）をもって金融機関の諸勘定を新旧両勘定に分離し、戦時補償打ちりの影響を受けないと見込まれる特定の資産・負債だけを新勘定とし、これをもって業務を遂行させるとともに、その他の資産・負債を旧勘定とし、これをもって戦時補償の整理を進めていくこととしている。そして、金融機関再建整備法⁶はこの整理の進め方を規定したものである。この金融機関再建整備法によって、各金融機関はそれぞれの資産を政府の定める評価基準により評価を行い、益金があればその益金で損金を補填し、なお損金があれば、次の順序で損金補填を行うというものであった。

- ①積立金の全額まで
- ②資本金の9割まで
- ③第二封鎖預金中法人の大口預金より段階に応じ一定の割合まで
- ④残りの法人預金と一般個人の第二封鎖預金の7割まで
- ⑤資本金の残額
- ⑥第二封鎖預金の残額と指定債務
- ⑦なお損金があれば政府が補償する

以上が損失補填の順序であり、どの段階で損金補填が終わるかが、各金融機関のその後の活動に大きく影響したのであった。このようにして昭和22（1947）年7月実施の資産再評価を基礎に評価益を出して確定損失を埋め合わせるなど複雑な作業のすえ、昭和23（1948）年5月に金融機関の再建整備は完了した。そして市街地信用組合も総数311組合のうち200組合が出資および整理債務を切り捨てて政府補償を必要とすることとなった。

（3）中小企業等協同組合法の制定と労働金庫

戦後の経済混乱期にあって、金融機関の再建整備が着々と進められるなか、政府は、戦後の経済民主化の至上命令に沿って、戦後統制色の強い各種の協同組合を解体し、民主的組織と運営を保障する組織に改編することとし、①農業協同組合法（昭和22（1947）年11月19日公布、12月15日施行）、②消費者生活協同組合法（昭和23（1948）年7月30日公布、10月1日施行）、③水産業協同組合法（昭和23（1948）年12月15日公布、昭和24（1949）年2月15日施行）の協同組合法を制定した。このうち、消費者生活協同組合法の施行により、準市街地信用組合の根拠法である「産業組合法」は廃止されたのである。そして、従来の各業種の協同組合を一括して規定できる中小企業等協同組合法を制定することとなった。この法案は当初は「中小企業協同組合法」とされていたが、次の理由から「中小企業

6 飛田（同）

等協同組合法」となった。

中小企業等協同組合法案および同施行法案の政府提案理由は次のとおりであった。

- ① 中小企業の水準を向上させ、公正な競争力を得さしめるために、事業の種類により、事業協同組合、保険協同組合、信用協同組合および新しい経営体としての企業組合を認め、従来の商工協同組合、林産組合、蚕糸協同組合、塩業組合および市街地信用組合の諸法律を改廃して本法1本にまとめあげるとともに、組織に融通性をもたせるため組織者の範囲を拡大したこと。
- ② 独占禁止法第24条第1号の要件を備える組合の定義を明瞭に示し、法律上の協同組合制度を定めたこと。

なお、この法案の立案当初は中小企業協同組合法として、中小企業者のみをもって組織することになっていたが、市街地信用組合が信用協同組合に改組するとすれば、市街地信用組合の構成員には約20%を占める勤労者その他を含むこととなるため「等」⁷という1字が加えられた。また、同法案は立案当初中小企業者だけで組織することになっていた。したがって、もし当初案のとおり施行されれば、市街地信用組合は協同組合に改組することによって、資金量の30%以上を占める勤労者、その他の者を加入させることができなくなるため、これらの者も加入できることとし、法案の名称も「中小企業等協同組合法案」として「等」の1字が挿入されることになった⁸。

この「等」により、勤労者の生活向上と福祉金融を支えることを主たる目的として、労働金庫が信用協同組合として設立、発足することとなる。

そこでは、以下の点が織り込まれた。

- ①組合運営の民主化を取り入れ、従来の各種組合にみられた官庁の強い監督権を排除し自主的運営を行わしめるとともに、役員を選任を選挙方式に改め、また出資口数の制限、員外理事の廃止等を行い、民主的協同組合のための必要な条項を織り込んだこと。
- ②各組合の業務分野を明らかにし、特に預金の受入れ、資金の貸付は信用協同組合に限ったこと。

これに対して市街地信用組合側は反対運動を起こした。この法は、金融事業を行う市街地信用組合の実情を無視したものであるとして、次の3点の修正を強く主張したのである。

- ①市街地信用組合法廃止に関する条項を削除すること。
- ②金融事業を行う協同組合については本法案とは別個の法律を制定すべきである。
- ③中央機関は信用事業を行う協同組合のみで組織すべきである。

しかし、本法は、市街地信用組合の反対にもかかわらず、占領下の特殊事業などによって国会を通過し、昭和24（1949）年6月に制定された。同法の制定とともに成立した中小企業等協同組合法施行法により、商工協同組合法、市街地信用組合法などは廃止となった。これによって、産業組合法から出た準市街地信用組合も、商工協同組合法から出た信用事業兼営組合も、それに市街地信用組合も、

7 『信用金庫40年史』全国信用金庫協会（1992）P280

8 『全国信用金庫連合会20年史』（1971）全国信用金庫連合会P4

等しく中小企業等協同組合法による信用組合に改組していった。また、同法と同時に「協同組合による金融事業に関する法律」が単独法として制定されたが、これは「中小企業等協同組合法」が金融事業を行う協同組合についての不備を補う監督法規というかたちで制定されたものであった。現在の信用組合は、この二つの法律を根拠法として、今日まで活動を展開している。

このようにして中小企業等協同組合法は成立したのであるが、市街地信用組合が、この法によって、産業組合法による信用組合ならびに商工協同組合法による信用事業兼営組合と同列化されたという問題を抱えるものとなった。

6 労働金庫の誕生

(1) 信用金庫法の制定

昭和24（1949）年6月、中小企業等協同組合法が公布（7月1日施行）されたが、同法は、市街地信用組合も準市街地信用組合（産業組合系）も、また商工協同組合法に基づく信用事業兼営の商工協同組合も、等しく信用協同組合に改組させて同列に立たせることを規定したので、これが不満を生み出す原因となった。

昭和25（1950）年3月29日、市街地信用組合系の有力組合が中心となって、金融機関性を重視する「中小企業金融機関設定期成同盟」を結成し、その後情勢の変化につれて「組合銀行法期成同盟」「信用銀行法期成同盟」と改称し、最後に昭和26（1953）年2月5日に「信用金庫法期成同盟」と改めて、全国的運動を展開した。

これに対して、産業組合系の組合が中心となって同年2月22日に、協同組織を強調する「信用金庫法反対期成同盟」を結成し、この両者の対立点の1つは協同組織の問題であり、2つには法定最低出資額およびその出資額を一定期間減額して小規模組合が信用金庫へ改組できる機会を与えるべきである等という問題であった。しかし、この対立が両者の間でいつまでも続くようであれば、信用金庫法自体が不成立になるし、また両者の間に妥協の余地は残されていたため、次の妥協案で両者の和解が成立した。それは、①改組期間を延長して1～2年とし、最低出資額に満たなくてもよい期間を2～3年とする。すなわち大都市500万円、地方300万円でよい期間を延ばす（原案は1,000万円、500万円）、②信用協同組合の員外貯金受入禁止規定を緩和して家族貯金・非営利団体の貯金取扱いを認めるか、または総預金の一定割合たとえば2割までは認める、というのが妥協案であった。この両者和解による統一運動が開始されても、難関となるのはGHQの意向である。大蔵省が信用金庫法成立に意欲をみせても、国会提出案はGHQの事前審査を受けなければならない。そして、GHQは中小企業等協同組合法成立には積極的であったが、信用金庫法などの単独の金融関係法案には否定的な態度をとっていた。このような状況では、政府提出法案の体裁をとったのでは良好な結果がみられないことは明らかであった。そこで、政府の提出ではなく、自由、民主、社会の3党の提出として、この法案が国民の期待を担っているという意志を示したのである。これは、議員立法の建前を尊重するGHQの意向をふまえた方法であった。

こうして昭和26（1951）年3月15日、自由、民主、社会の3党共同提案として国会に仮提出され、

その後半月間、GHQの審査を受け、3月31日に国会への本提出となった。そして同年6月15日、信用金庫法および信用金庫法施行法の公布・施行となったのである。信用金庫法の成立を受け、信用組合より信用金庫のほうが出資金や資金量も多く、健全経営を行うと世間がみるため、改組することが信用を得ることにつながると判断した信用組合は信用金庫への改組を急いだ。改組期間は当初1年で、昭和27（1952）年6月14日までとされていたが、後に1年延長されて昭和28（1953）年6月14日までとされた。

このように改組期間が延長されたのは、出資金の少ないことや経営状態が不安定な場合、改組に時間がかかる組合も少なくないため、これを救済する措置であった。

（2）経済の二重構造の発生

昭和31（1956）年は神武景気といわれる大型景気を現出した。この景気は昭和32（1957）年6月をピークとして下降していったが、これは国際収支の悪化によるものであった。経済活動が急激に進展したために輸入が増加し、国際収支のバランスが崩れたためである。その後1年ほどは金融引締めなどの金融政策を中心とする景気調整過程を経て、昭和33（1958）年6月を景気下降の底に、それから42カ月にわたる岩戸景気が出現した。この岩戸景気も終りに近い昭和35（1960）年12月に池田内閣は「国民所得倍増計画」を打ち出して国民に10年後のバラ色の生活を約束してみせた。さらに岩戸景気後の不況の克服には建設投資を主とする公共投資による、いわゆる「オリンピック景気」をつくりだした。

こうして、昭和30年代は技術革新によって導かれた高度経済成長が展開し、重化学工業ばかりでなく、多種類の大量の新しい消費財が生産されるようになり、電気洗濯機、電気掃除機、テレビなどの家電ブーム、合成繊維の開発、インスタント食品の発達などは家庭生活やその消費生活を大きく変えていった。この時代には、住は別として衣食においては戦前をはるかに凌駕する生活内容の充実に至ったのである。そして、マスメディアを利用した大規模な広告宣伝は、新商品の大量消費をつくりだすものであった。これは消費生活の分野ばかりでなく、レジャーの分野でも観光振興とクルマ・バスなどモビリティの普及を促した。若者を中心とする労働賃金の上昇と消費者ローンの発達には、若者たちがレジャーを楽しむマイカーを運転することを可能にした。

この神武・岩戸の両景気を通じて中小企業も著しく発展し、その経営の近代化も大きく前進した。しかし、わが国経済の二重構造の存在は、中小企業の経営をはなはだ不利な状態にしてゆく結果を生み、この高度成長の時代にも、大企業と中小企業との間の経営格差は解消されていない。経済の二重構造⁹の存在とは、わが国の経済に近代的な大企業部門と前近代的な中小零細企業、農業部門という低生産性部門が同時に存在していることを意味し、このことは次の事実となって現れる。すなわち、大企業と中小企業との労働生産性に大きな格差が現れ、さらに中小企業の賃金水準が大企業に比べてきわめて低い水準に置かれる結果となるのである。昭和30年代の高度成長時代に格差の縮小は進んだ

9 『厚生白書（昭和35年）』第1部第2章第4節「大企業と中小企業に資本力の大きな格差をもたらす、資本力の格差は生産性の格差をもたらす、生産性の格差は賃金の格差となって現われ、これが企業規模別賃金格差の原因の一面となった。そして恵まれた大企業に職場をもつ人々と、中小企業に職場をもつ人々との所得水準の格差が、国民生活における明暗二相を多彩に広げてきたのである。」

とはいえ、依然としてその差は大きい。

この時期における中小企業の経営について概観すると、

- ①景気循環の復活によって、中小企業の分野で大きな割合を占める大企業依存の下請中小企業は、景気後退期には受注量の減少、下請単価の切下げ、受取条件の悪化などで大企業からのしわ寄せを受けた。
- ②下請中小企業の再編成または系列化が進んだ。大企業は海外諸国から革新技術を導入することによって経営の合理化とコスト切下げを積極的に行い、また新製品の生産に乗り出し、下請中小企業に対しては大企業の生産体制に適應できるように指示し、適應できないものは下請けを拒否するなど下請中小企業の選別が行われた。
- ③特に中小企業の経営の弱点は景気後退期に現れる。中小企業の多くは消費財関連産業で、不況の際には、採算の低下を売上げの増大によって補おうとしてむしろ増産し、過当競争を激化させるという悪循環を生み出す。
- ④また、資本財産業を中心とした下請中小企業は不況期に親企業から不当なしわ寄せを受け、さらに大企業労働者と中小企業労働者の間で賃金格差が発生した。

こうした状況のなかで、協同組織性を活かしながら時代の要請に応えるべく、信用金庫は、次に述べる労働金庫と同じく誕生し、社会の変遷に歩調を合わせながら存在意義を示してゆくこととなる。

(3) 戦後の生協運動と金融

戦後の困窮と慢性的な生活物資の不足から、生協運動は高まりをみせたものの、その大多数は「50名未満の任意小組合」であり、町内会単位のものが多かった。こうした脆弱な体質のなかで、先に述べた昭和21（1946）年の金融緊急措置令に始まる国民大衆の手持ち資金の欠如は、出資金の減少と零細化をもたらすこととなった。また、国の政策は産業の復興を最優先課題とした金融集中におかれたため、生活協同組合は産業資金融資では最下位に留めおかれた。こうしたなかで昭和23（1948）年には悲願であった消費生活協同組合法が制定されたが、その内容は限定的であり、員外利用の禁止、連合会事業の制限、そして信用事業が認められないという内容であった。とくに、生協は戦前から農協と共に法的には産業組合法に拠っており、農林中央金庫を系統金融機関として利用していたが、この産業組合法の廃止によって、法的根拠を失うこととなった。

こうした状況にあって、昭和20（1945）年に創立された日本協同組合同盟¹⁰は、生協独自の系統金融機関の整備・確立をめざすべく、「生活協同組合金融機関確立要綱案」を策定、「信用組合の社会化による労働者農民の生業資金・生活改善・社会諸施設への融資または投資の積極化」を打ち出した。そこでは庶民金庫を改組して創立が準備されていた国民金融公庫を生協の中央金融機関とし、生協連合会が「代行機関」となり、各単位生協が国民金融公庫の「下部所属金融機関」となることにより、

10 協同組合運動再建のために消費生協に限らず、全協同組合、労農団体など幅広い結集と各種協同団体の単一指導体の結成をめざした。昭和25（1950）年日本生活協同組合同盟と改称、昭和26（1951）年日本生活協同組合連合会（日協連）として発足している。初代会長は賀川豊彦。

生協が信用事業を行うことを認めさせるプランであったが、大蔵省が預金者保護と消費生活協同組合法を理由に、この要求は拒否された。その後も、財政難にある生協経営健全化に向けて、政府資金の獲得、市街地信用組合の設立による生協独自の金融機関の確立、出資増強による自己資金の確保などの方針を掲げて活動を展開したが、十分な成果を得ることはできなかった。

（4）岡山と兵庫に労働金庫誕生

こうした活動を背景に、ついに生活協同組合（岡山県生協連）の呼びかけに対して、労働組合、中小企業者、その他の団体が結集して、岡山に労働金庫の誕生をみることとなる。

昭和24（1949）年、中小企業等協同組合法が制定された。これにより従来までは、市街地信用組合法、産業組合法、商工協同組合法の3法によりそれぞれ設立されていた信用組合は、すべてが中小企業等協同組合法一本に準拠して大蔵省専管の信用組合に改組されることとなった。岡山では、岡山県生協連合会を中心に同法に基づく「生活信用協同組合」設立に動き始めた。岡山の特徴は、生活協同組合の信用事業権獲得を労働組合との合作により実現しようとするものであり、さらに民主的な中小企業者をも会員に加えた、生活協同組合、労働組合、中小企業者3者による経済的連携をめざすものであった。こうして連携体制をとりながら昭和24年（1949年）10月に内認可申請書が提出された。そして8カ月に及ぶ折衝の末に昭和25年（1950年）6月に設立総会が開催され、9月1日「岡山県勤労者信用組合」として労働金庫が営業を開始したのである。戦後の労働金庫第1号である。

ここでの意義は、生協運動が協同組織としての理念を支えながら信用事業へ踏み出した点、中小企業者を加えたとは言いながら、勤労者が自主金融を行うという第一歩を記せた点、中央主導型では無く、岡山という地域からこの活動が開始され、地域の力で認可を獲得した点にある。一方で、当時の文献¹¹によれば、協同組合運動としての成果を認めながらも、「ここにおいてはまだ、労働金庫運動としての理念は明確でなく、その組織や、よって立つ基盤、さらにはその名称・性格も明らかにされていなかったし、最後に成立の実現を見た「岡山労働金庫」の場合もまた、重点は労働者寄りの生協運営資金の調達・確保に注がれるという消極性を払拭することはできなかったのは事実である」と評価している。この点については、設立認可に対する当時の大蔵省の消極的な姿勢や占領下における労働組合運動の高まりへの警戒感など相当に強いプレッシャーのなかでの設立である点をまずは評価すべきであろう。さらには、戦後の荒廃の中での生活物資の不足を解消することが、当時の協同組合運動の最大の関心事であり、それは同時に市民からの要請や期待であったと推察されよう。また、中小企業者にしても社会的、経済的に弱者であり、その独立性を金融面から支援しようとする協同組織性は、信用金庫法を引用するまでもなく明らかである。この点から「重点は労働者寄りの生協運営資金の調達・確保に注がれるという消極性を払拭することはできなかった」と評する考え方に疑問を呈さざるを得ない。事実、現在の労働金庫は地域統合が進み、全国13金庫体制になったとは言え、地域社会が持つローカリティと独自性のなかで事業展開を行っている。その成長過程で、協同金融としての中小企業金融は信用金庫や信用組合が担う形で収斂してゆくが、一方で、企業の福利厚生部門や総務部門、企画部門に対して、福祉金融サービスの提案を労働金庫が行っている実態をみるにつけ、また、

11 『労働金庫運動史』兵庫労働金庫（1970）P30

生協との連携強化の必要性が重要施策であると認識されるなかで、この岡山での第一歩は大きな意義を持つと言って過言でなからう。

こうしたなか、労働組合側からの勤労者自主金融機関設立の声があがったのも同じ時期である。昭和24（1949）年に開催された、日本労働総同盟第4回大会において、その議案のひとつに「労働銀行創設並びに事業活動確立に関する件」が提出され可決された。この要諦は、労働者共済活動についての考え方が中心であるが、そのめざすべき方向性は、企業主導による福祉制度からの自主・独立であり、企業内労働組合からの脱皮を促すものであったと言われている。確かに、この当時は、労働者の待遇は賃金や労働条件をはじめ厳しく、さらに倒産による解雇への対応など、労働者の生活を改善するうえで、労働組合それ自体が力を持つべきであると考えられていた。そのためには、生協の柱である物資の協同購入・購買という組織的な性格を超えて、労働組合運動そのものを強化すべしといった観点での勤労者自主金融機関の創設が考えられた点は納得のいくものである。ただし、同時に「労組運動は生産過程での搾取を、生協運動は消費過程での搾取を排除するものであるからその本質は一つであり、この二つの組織は何時でも車の両輪の如く回転していかなければならない」¹²など、両者の相互連携の必要性を認識している。

この頃、兵庫においても労働金庫設立に向けた取り組みが始まっていた。ところが、当時は岡山と兵庫は隣接する県でありながら、それぞれ独立して大蔵省に交渉をしていたために、情報交換が行われていなかった点が、労働金庫の文献から推察できる。それは、岡山と兵庫の労働金庫設立時の運動基盤や設立意図に相違点がみられることから知ることができる。すなわち、兵庫では労働組合を主体とする「労働金庫」の設立であり、その運営は、労働組合と組合員の結びつきの上に組織されなければならないとした点である。それは「相互共済にもとづく金融機関」の設立であった。また、兵庫における取組みの特徴は、兵庫県との関係である。兵庫県労働部では、当時、企業の賃金遅欠配対策として融資支援を行う施策を実施していたが、それがうまく機能していないという悩みを抱えていた。そのため、労働銀行について研究を行っていたという経緯があり、そのため兵庫県が労働金庫の設立に理解を示し、昭和25（1950）年の県の予算に労働金庫調査費を計上したのである¹³。

こうして、労働金庫の設立母体を兵庫県産業復興会議事務局におく方針をとったのである。また、大蔵省への内認可手続き（内免許申請）をとるために兵庫県知事や神戸市長の意見書を添えるなどの活動に加え、「生協中心の金庫」にこだわる大蔵省に対して、最終的には灘・神戸生協と協議して、新たに生協を構成員に加えることなどを織り込み、内認可を受けることとなった。こうして、昭和25年（1950年）11月8日「兵庫県勤労信用組合」の設立総会が開催されたのである。

こうした点は、当時の生協から労働金庫に対する資料から、その期待の高さを知ることができる。「今後の吉田内閣の新しい政策に対処するにあたって一番重要な問題はなんとといってもこの資金面の打開である。その意味において現在起こっている労働金庫運動は、生協にとって非常に重要な関連があるわけである。ところが各地の様子を見ると生協は全く立遅れており、ひどいところでは運動の圏外にある。勿論この問題で労働側と縄張り争いをする必要はないし、また、そんなことは間違っている。

12 産別会議第3回定期大会・生協対策部設置理由書（昭和23（1948））

13 兵庫労働金庫機関誌「労働金庫」昭和28（1953）年10月25日号より

ただこの問題は、生協の立場からその系統金融機関獲得の運動として重要であるばかりでなく、労働金庫そのものの発展にとって生協と労組の協力が絶対に必要なのである。現に岡山、兵庫の場合を見ても預金を集めるとともに、或いはそれ以上に集まった資金を如何に運用するか、つまり貸出が重要な問題となっている。両者共貸出しの現状は消費金融が圧倒的に多く、兵庫を例にとると①越年資金、貸金遅払関係35%、②高利肩代り資金17%、③税金立替、冠婚葬祭15%、④医療費12%、⑤労組、生協事業資金11%、⑥住宅関係費10%となっている¹⁴。このように、労働組合（員）の生協利用の普及・促進が、生協運動を社会的に高めるとともに、その資金部門としての労働金庫に集中された資金を生協運動に活用することにより、相互に組織の社会的な認知と利用拡大を図ることを重要視していることが窺えるのである。

（5）労働金庫法の制定とその意義及び特徴

こうして昭和25（1950）年に岡山と兵庫に誕生した労働金庫は、昭和26（1951）年に北海道、千葉、埼玉、福島、広島、宮城、昭和27（1952）年には大阪（第一）、長野、山口、神奈川、東京、大分、愛媛、新潟、群馬、大阪（第二）、秋田、福岡、愛知、岩手、山形、栃木と、各都道府県に次々と生まれることとなった¹⁵。この当時の名称は、いずれも勤労信用組合としての誕生であり、設立の理念や活動の目的、事業内容を明確化するためにも単独の根拠法を制定すべきであるとの声が溢れた。また、昭和26（1951）年10月には、全国労働金庫協会が設立され、その最初の事業が「労働金庫に適応した根拠法令制定のための運動」として位置づけられた。それに先立ち、昭和26（1951）年6月には、中小企業等協同組合法から分離して信用金庫法が単独立法化されている。この信用金庫法は、国民大衆を対象としながらも、個人単位と事業金融を活動の主としているのに対して、労働金庫は団体主義に基づく労働者の生活と福祉を守り向上させるための金融を主とするため、互いに協同組織でありながらも、その性格を異にしている。こうしたなかで、信用金庫法6条で、信用金庫は「信用金庫」、「信用金庫連合会」の名称を使用しなければならないと定められたため、「金庫」の文字を、通称とはいえ労働金庫が使用することに対して、昭和26（1951）年8月16日、大蔵省より使用停止の指示がなされている。一方で、各政党や労働省は労働金庫法の制定に前向きな姿勢を示し、大蔵省としても立法は必要であると認めたため、継続審議1回、廃案2回、提案3回という曲折を経て、議員立法でもって昭和28（1953）年8月4日第16回国会で成立し、同年8月17日法律227号として公布、同年10月1日より施行された。こうして、労働金庫は社会的に独立した協同組織金融機関として歩むこととなった。

また、労働金庫法の制定により、一段と労働金庫の設立は加速し、昭和28（1953）年10金庫、昭和29（1954）年9金庫、昭和30（1955）年3金庫（最後は滋賀県労働金庫（沖縄は除く））が設立され、全国に46の労働金庫が設立配置を完了している¹⁶。こうして全国的に労働金庫が設立されるなかで、資金調整にあたる中央機関の設置が必要となり、「労働金庫が行う金融活動の円滑を図り、その健全

14 「生協連情報」昭和26（1951）年6月5日

15 昭和27年12月18日現在で、全国に24金庫、組合員総数19,503、出資金146,697,200円、預金2,130,385,400円、貸出金1,514,825,418円となっている。

16 大阪は、大阪労働金庫と関西労働金庫が併立、鳥根と鳥取は2県を一つに山陰労働金庫が設立されている。なお、沖縄県労働金庫は返還後の昭和41年（1966年）に設立されている。

な発達を促進するための事業を行う」ことを目的として、系統金融機関「労働金庫連合会」が、昭和30（1955）年4月より営業を開始することとなった。また、昭和32（1957）年2月には、全国労働金庫の経営の安定を確保するため（セーフティネット機能）に相互救済基金制度を、さらに昭和33（1958）年8月には各労働金庫の会員相互間への振り込み業務のネットワーク化を図るために、当座勘定集中決済制度を確立するなど、その業務は拡充されていった。

さて、労働金庫法の第1条では、「この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が、協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のための金融の円滑化を図り、もって健全な発達を促進するとともに、労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。」と設立の目的を謳っている。その協同組織を形成する会員は、原則として労働組合や消費生活協同組合などの団体であり、会員である団体（団体会員）自身及びその組合員（構成員）が利用できる。ただし、労働者個人も会員（個人会員）になることができる¹⁷。

ここでは、昭和26（1951）年6月に公布された信用金庫法の第1条を引用して、労働金庫と比較する。同条では「この法律は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする。」と謳っている。ここでの国民大衆とは、同法第10条の会員資格に記されている中小企業者や勤労者をさすが、その精神は、資本が小さいとか所得が低いといった社会一般に比較的弱い立場の層を指すと解釈されている¹⁸。労働金庫と信用金庫の共通項は、資本に恵まれた大企業や銀行と一線を画し、社会的に比較的弱いといわれる立場の勤労者、組織的には、労働金庫は労働組合や生活協同組合、信用金庫は中小企業や個人事業主を主な対象として、彼らに対して円滑に金融機能・サービスを提供することを目的としている点である。

そもそも勤労者の行う福利共済活動の起点は、主として勤労者の組織化された団体が、その構成員であるひとり一人の勤労者に対して、生活面で資金の不足が発生した際に生活資金の融資を行い、勤労者を困窮から守ることを第一義的な目的として相互扶助の精神に基づき取り組んできた活動である。また、生協運動に起源を持つため、勤労者の日常生活に必要な物資を共同購入するなどして廉価に提供し、余暇・保養施設などを建設して勤労者の暮らしに潤いをもたらす活動を展開するなどしてきた歴史を持つ。労働金庫は、その際の必要資金を融資する機能を担ってきた。現在では、労働組合を通じて勤労者個人との密接な関係作りにより、貯蓄面では一般的な定期性預金はもとより金融業界で最も先数の多い財形預金を主体とした各種預金や確定拠出年金商品の提供、融資面では住宅ローンや教育ローン、無担保ローン（商品名はマイプラン）などの取引を通じて、行政や企業の及ばない部分で、労働組合と連携しながら勤労者の生活を支援する役割を担っている。

これまで労働金庫は、会員制の協同組織金融機関として、勤労者の持つ余剰資金を「預金」として受け入れ、資金を必要とする勤労者個人に対して「貸出金」として融資することを通じて勤労者福祉金融機能を果たしてきた。その活動を支えてきた礎となる仕組みが、相互扶助の精神に基づく「団体主義」である。一般的に銀行は、高度成長期を経て銀行の大衆化路線をとるようになり、広く不特定

17 船後正道監修 近藤進編『労働金庫読本』（1986）社団法人金融財政事情研究会

18 小原鐵五郎監修『信用金庫読本（第5版）』（1986）社団法人金融財政事情研究会

多数の利用者から預かった資金を企業のみならず個人に対しても融資するようになった。それに対し労働金庫は、勤労者同士が互いに助け合う信頼関係に基づく相互扶助精神（ひとりとは万民のために、万民はひとりのために）により、労働組合運動を支える「兵站部」としての独自性を持ち、会員（労働組合）＝組織団体を通じて間接構成員＝労働組合員という経済的に弱い立場の勤労者個人に対して金融サービスを提供してきた。こうした労働金庫の金融仲介機能を通じた社会的役割を支えてきた収益の源泉は、預金金利と貸出金利の差がもたらす利鞘による収益であり、加えて、勤労者の日常生活における資金の請求・支払ニーズを振込・為替といった決済機能として提供し、そのサービス提供の対価として取扱手数料を収益として確保してきた。ここでの一般銀行と労働金庫の違いは、一般銀行の収益構造が個人から集めた資金の多くを法人に貸し付けるというバランスシート構造を持つのに対して、労働金庫は、勤労者から集めた資金をもっぱら勤労者自身へ貸し付けるというシンプルな構造をもつ点である。加えて、決済機能に係る事務取扱手数料や会員向けサービスに係る費用に関しては、労働金庫が持つ協同組織としての理念である「非営利の原則」から「儲け至上主義」を排して採算面を追及せず、利益を低位に抑え、その分を利用者に還元してきた¹⁹。それを支えてきた仕組みが労働組合組織と一体運営・一括取引を行う「団体主義」である。労働金庫が団体主義をとってきた背景には、労働金庫の設立が、労働組合の財政基盤の確保や福利共済活動の充実によって組織を安定かつ強固な集合体に進展させ、また、生活協同組合組織の拡充を図る下支えを行うことを旨としたためである。本来は人的な連帯組織で成り立つ協同組合の原則²⁰を踏まえつつも労働組合や生活協同組合という団体を核として、生活面で弱い立場であった勤労者層の営みを向上させる役割を担ってきたのである。

一方、信用金庫は、それぞれの地域社会における相互扶助精神と地域の体制的要請に基づき生まれた協同組織形態をとる庶民を含む中小企業専門金融機関である。株式会社組織の銀行は、高い利潤がもたらす配当を意識・期待した投資家＝株主により、企業としての利益を追求することを目的とするため、自ずと取引先や取引形態も経済合理性を反映した経済的に優位な先を求める行動をとることが一般的である。それに対して信用金庫は、協同組織ゆえに会員としての出資は配当を一義的な目的としておらず、事業者は自ら会員として信用金庫活動に参加し、信用金庫事業を利用することにより自らの事業を維持・成長させることを目的としてきた。こうした会員の多くは、経済的に優位な事業者ではなく、信用力に乏しい経済的弱者である場合が多い。こうした経済的に弱い事業者が、信用金庫の会員として互いに助け合いながら、自らの存立基盤を確固たるものに築き上げるために信用金庫を創設したといえる。こうして地域社会にあって長きにわたり共存共栄を遂げてきた信用金庫は、地域の企業や商店街をはじめ地縁・人縁にいたるあらゆる情報を良く知っている。したがって、銀行の融資対象となりえない、たとえば正確な決算書が無い、零細企業や法人成りしていない個人事業主に対しても貸出を実行して地域経済を支えてきた。つまり、わが国の産業構造は、圧倒的に多くの中小企業で成り立っている。その多くは資本や経営規模、技術力、市場での強さ、景気変動に対する適応力などが大企業と比べて脆弱で、資金需要はあるものの借入額は少額で返済期間が長く、担保力が弱い

19 日本金融学会2007年秋季大会三村報告 同志社大学

20 「協同組合原則に関する資料」「ロッヂディール原則」社団法人全国労働金庫協会「理念」研修資料より

中小零細企業や個人事業主である。信用金庫は、彼らの要請により創設され、彼ら自らを資金面、経営指導面、情報提供の面から支援してきたのである。その一方で、こうした仕組みや活動を維持するために、営業エリアの地域的な制限や会員以外への貸し出しの制限、さらには会員資格そのものに対する制限などを課しながら活動を継承・進展してきたのである。

すなわち、労働金庫も信用金庫も社会的、経済的に弱い立場に置かれた勤労者や中小企業事業主の手によって設立され、資本の論理でない相互扶助の精神により、彼らの社会的地位の向上や事業活動の成長を支えてきたという協同組織が共有する「理念」を守る経営を続けてきた²¹。企業理念とは、経営を長きにわたって規定する哲学であり、それは普遍的な価値や理想像について明言したものであると解される。以下に、これからの将来像を検討するうえで、「ろうきんの理念」を掲げることにより、その理念を確認しておきたい。

なお、ここに掲げる理念は、平成9（1997）年5月にそれまでの「労働金庫基本理念」を継承・改定して策定された新しい理念である。

「ろうきんの理念」

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する
協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および
文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる
社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、
そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、
運動と事業の発展に努めます。

ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、
健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

まとめ

労働金庫では、社団法人全国労働金庫協会が主催して、入庫して数年経た職員を対象に「理念講座」を1年に数回、3泊4日の日程で開催・実施してきた実績がある（現在は、次世代システム構築の人

21 「協同組織形態の金融機関のあり方について」金融制度調査会金融制度第一委員会中間報告1989年5月

材育成等への対応で中断している)。毎回、全国の金庫から多数の職員が参加しており、平成20（2008）年度で通算124回を数えている。この研修の起源は昭和30（1955）年の第1回職員研修（業務技術の向上とモラルの高揚）に遡るとみられている²²。この「理念講座」に代表される、モラル教育の大切さは、多くの金融機関がバブル経済崩壊後の不良債権処理に苦しむなかで、労働金庫の不良債権比率は一貫して極めて低位に推移し、今日を迎えている事実からも明らかである。それは、先に述べた社会的に弱い立場におかれた勤労者の「大切な生活資金」を預金として預かっているという意識に基づき、①融資先については、バブル期に見られたずさんな不動産貸し出しを行わなかった、②先般のサブプライム問題における銀行の運用行動にみられる利回りが高い（リスクが高い）デリバティブ商品への運用を避けて、安全性を重視した余裕資金運用を行う²³、③社会問題となった自己破産・多重債務者対策（クレサラ対策）に組織を挙げて取り組む、など協同組織金融機関としての公共性、使命意識が全国の労働金庫役職員に浸透している証左である。当時、公的資金を注入して経営危機を脱した多くの銀行経営者の意識に、こうした金融業としての公共性に基づく「企業理念」が、どこまで存在するか疑問視された。金融庁の指導によるテクニカル面でのコンプライアンスは厳しく教育されている。ただし、真のCSRやコンプライアンスとは、経営者や従業員が常に心に持ち、日々の業務活動で実践すべきものではあるまいか。すなわち、それは「企業理念として、経営を長きにわたって規定する哲学であり、それは普遍的な価値や理想像について明言したもの」の実践であるべきであろう。

ここまで、協同組織金融の萌芽期から労働金庫の設立に至る流れを概観した。それは、労働金庫の今日的な存在意義を考えるうえで、その設立理念に立ち返ることが一つの目的である故である。この研究ノートを手掛かりとして、平成24（2012）年3月12日に発表された、金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方」WGのバックグラウンド・ペーパー・シリーズ（監修）吉野直行座長のなかで大垣尚司委員が提起する、「単なるコンプライアンス（法令遵守）を超えた、個々の金融機関や金融パーソンのイノベティブ・マインド（新規ビジネスに向けた創意工夫）やプロフェッショナル・レスポンスビリティ（専門性に裏付けられた自律的な職業倫理）の発揮といった自発的取組みが欠かせない。」（中略）「今後国民のニーズに合った金融サービスを提供するためには、顧客目線のマーケティングに本格的に取り組んでいく必要がある。」と指摘する個人金融サービスの方向性など、最近の議論の動向を踏まえ多面的なアプローチから労働金庫研究を続けてゆきたい。

（了）

参考文献（1）（2）共通

- 有沢広巳監修、中村隆英編集『傾斜生産方式と石炭小委員会（資料・戦後日本の経済政策構想、第2巻）』復刻版（1990）東京大学出版会
池尾和人「戦後日本の金融システムの形成と展開、そして劣化」（2001）財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」January-2001
大来洋一・エルピラ・クルマナリエバ「傾斜生産方式は成功だったのか」（2006）GRIPS Policy Information Center Research

22 『全国労働金庫協会50年史』11ページ

23 2008年9月15日時点での労働金庫連合会が保有するリーマン・ブラザーズ・HD・インク発行の円建外債残高800百万円、労働金庫連合会2008年9月18日公表資料

Report:I-2006-0008

岡本利吉「大正期の思い出」労働金庫研究創刊号 全国労働金庫協会

小原鐵五郎監修『信用金庫読本（第5版）』（1986）社団法人金融財政事情研究会

『亀有信用金庫90年史』（2011）亀有信用金庫

「協同組合原則に関する資料」“ロッチディール原則”社団法人全国労働金庫協会「理念」研修資料

「協同組織形態の金融機関のあり方について」金融制度調査会金融制度第一委員会中間報告（1989）大蔵省

『厚生白書（昭和35年）』（1960）厚生省

後藤新一『昭和銀行合併史』（1981）金融財政事情研究会

後藤新一『本邦銀行合同史』（1968）金融財政事情研究会

財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」January-2001

『信用金庫40年史』（1992）全国信用金庫協会

『信用金庫史』全国信用金庫協会

『信用金庫便覧（2010年版）』金融財政事情研究会

『生協連情報』（1951）日本生活協同組合連合会

『全国信用金庫連合会20年史』（1971）全国信用金庫連合会

『全国労働金庫協会50年史』全国労働金庫協会

「貨幣の散歩道第53話 戦後インフレと新円切り替え」貨幣博物館資料 日本銀行金融研究所

日本金融学会2007年秋季大会三村報告

飛田紀男「終戦直後の金融・銀行」Bulletin of Toyohashi Sozo College 2004, No. 8, 71-84

兵庫労働金庫機関誌「労働金庫」（1953）10月25日号

船後正道監修・近藤進編『労働金庫読本』（1986）金融財政事情研究会

『労働金庫運動史』兵庫労働金庫（1970）

『労働金庫便覧（2008年版）』全国労働金庫協会